

## 一般債振替制度開始に伴う制度改正について

平成17年6月21日  
株式会社日本証券クリアリング機構

項目	内容	備考
<p>趣旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）において、平成18年1月10日から社債等を対象とする振替制度（以下「一般債振替制度」という。）が開始されるため、当社においても機構取扱債券（注）の授受について、保管振替機構における口座振替により行えることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般債振替制度については、保管振替機構公表の「一般債振替制度要綱」参照。</li> </ul> <p>（注）機構取扱債券：債券（国債証券、新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。以下同じ。）のうち、保管振替機構が振替業の対象として取り扱う債券をいう。</p>
<p>清算約定の決済</p> <p>1. 決済方式の区分</p> <p>2. 決済方法</p> <p>3. 口座の開設及び届出</p> <p>4. 利払期日前日の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債券の決済方式は現行どおり非DVP決済とする。</li> <li>機構取扱債券の清算約定の決済に係る有価証券の授受は保管振替機構における一般債振替制度の口座振替により行う。</li> <li>現物清算参加者は保管振替機構又は口座管理機関に口座を開設し、あらかじめ当社に届け出るものとする。</li> <li>機構取扱債券について、有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限までに利払期日の前日が到来する場合、当該貸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>決済時限は現行どおり（金銭の支払い：午後1時まで、金銭の受領：午後2時45分、有価証券の授受：午後2時45分まで）。</li> <li>保管振替機構が振替業の対象として取り扱わない債券の清算約定の決済方法は現行どおり（現物有価証券（本券）の授受による）。</li> <li>渡方清算参加者から当社、当社から受方清算参加者の順序で口座振替を行う。</li> <li>保管振替機構においては、利払期日の前日は振替が停止される。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>・ 取引証拠金等の代用有価証券の預託及び返戻</p> <p>・ 実施時期</p>	<p>借の決済は、有価証券引渡票受方清算参加者の承諾を受けたときを除き、利払期日の前々日までに行わなければならない。</p> <p>・ 取引証拠金、清算基金、前日差入担保金及び売買証拠金（以下「取引証拠金等」という。）の代用有価証券としての債券の預託及び返戻は、一般債振替制度を利用した口座振替により行う。</p> <p>・ 取引証拠金等の代用有価証券としての債券の現物有価証券（本券）の取扱いについては、一般債振替制度への円滑な移行に資する観点から廃止する。</p> <p>・ 清算約定の決済については、保管振替機構における一般債振替制度の開始と同時期とする。</p> <p>・ 取引証拠金等の代用有価証券の預託及び返戻については、平成 18 年 1 月以降、当社が定める日から実施する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>・ なお、指定市場開設者において、機構取扱債券については、売買締結の日から起算して 4 日目が利払期日の前日である場合には、当該売買日から起算して 5 日目を決済日とする制度改正が行われる予定。</p> <p>・ 清算参加者は債券を預託する場合、あらかじめ当社に口座を届け出るものとする。</p> <p>・ 当社が清算参加者から預託されている債券に係る利金処理等の事務については、当社に代わって清算参加者が保管振替機構に対して行う。</p> <p>・ 実施日において現物有価証券（本券）により預託されている債券の取扱廃止時期については、別途、定める。</p>